

第 2 期ニホンザル管理計画及び実施計画の変更について

1 趣旨

兵庫県には、ニホンザルの餌付け個体群が、佐用（佐用町）と淡路（洲本市）の 2 地域にある。

餌付け群は、過去にサルの保護や観光資源としての活用等を目的に餌付けが行われてきており、計画的な管理方針に基づいた個体数調整等の管理が行われておらず、頭数の増加により、近隣集落への被害の発生が懸念されている。本来、人為的餌付けは、人慣れを進め人里周辺への出没により、農業被害や人身（生活）被害を招くおそれがあるため、行うべきではない。今後は、餌付け行為の段階的縮小により、将来的に野生群に戻していくこととし、餌付けを止めることで餌を農作物に求めることによる農業被害の拡大を防ぐため、餌付け群の適正な個体数管理を実施するほか、サル監視体制や防護柵の整備などの地域での被害対策を進めていく。

2 計画策定の目的

- (1) 農業被害や生活被害の軽減
- (2) 地域個体群の健全な維持

3 生息状況

県内には、平成 31 年 2 月末現在、少なくとも 6 地域に 13～14 群のニホンザルの群れが生息おり 6 地域のうち野生個体群が 4 地域で 484 頭、人為的に餌付けを行っている餌付け個体群が 2 地域で 466 頭となっており、県全体の生息数は約 950 頭と推定される。



4 管理の基本的な考え方

地域個体群の健全な維持を前提に個体数管理、被害防除、生息環境管理、住民への普及啓発などを総合的に行うこととし、個体数管理については、地域の被害対策の状況に応じた野生群と餌付け群を分けて順応的管理※を行う。

なお、餌付け個体群は、行政及び関係者の協議のもと、餌付け行為の段階的縮小により、将来的に野生群に戻していく。

※順応的管理：自然環境や社会的背景環境の変化に対応した管理

5 主な変更点

- ① 野生個体群

各群れについて、毎年実施する生息状況調査に加えて、群れの加害レベルを判定し、捕獲方法（群れ捕獲、部分捕獲、選択捕獲）を決定する。
- ② 餌付け個体群

ア 餌付け行為により、故意に人慣れを進めており、加害レベル判定を適切に行えないため実施しない。

イ 加害レベル判定を実施しないため、捕獲方法は選択捕獲もしくは部分捕獲とし、餌付け個体群から分裂した群れ（餌付け派生群）は、群れ捕獲も可能とする。

6 モニタリング等調査研究

生息状況や被害状況等を毎年把握し、群れごとの個体数に応じた順応的管理を行う。

7 審議のスケジュール

令和元年 7 月 26 日 環境審議会全体会（諮問）

令和元年 7 月 26 日 令和元年度第 1 回鳥獣部会